

平成30年度予算編成方針

◆基本方針

厳しい財政状況下であっても、町民の日々の暮らしを着実に支えるため、町民目線での対話と共感を基本に、矢巾に住んで良かったと実感できるまちづくりを進める。将来に向けた積極的な投資を引き続き推進し、限られた資源を活用しながら、選択と集中の徹底により最大の効果を上げるとともに、前向きにスピード感を持った行政運営を行う。

◆指示事項

1 地方創生の推進

民間事業者の知名度を活用した本町の魅力発信、町民や町内企業参加型の事業を実施し、産業振興と移住定住を同時に推し進めること。

2 アクセス道路、交通安全施設、生活道路の整備

スマート IC 開通後の利用促進を図るとともに、岩手医科大学及び移転予定の附属病院へのアクセス道路の整備、通学道路や踏切等の交通安全施設整備、地域生活に欠かせない生活道路整備を着実に推進すること。

3 地域包括支援の強化

住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らせるよう住まい、医療、介護、疾病予防、生活支援、認知症サポート、見守り等地域が一体となった地域包括安心ネットを充実強化すること。

4 子育て支援、教育相談の継続実施

家族が増える喜びを感じられる家庭環境と、安心して育てられる環境を整えるため不妊治療費助成、健康診査、予防接種費助成、医療費助成給付等継続実施するとともに、教育、福祉、保育、保健等を所管する関係機関との連携による教育相談の支援を実施すること。

5 省エネルギーの推進

公共施設等先進的 CO2 排出削減対策モデル事業やバルクリース方式による省 CO2 改修事業、町内の防犯灯の照明 LED 化を実施し、エネルギー消費の削減を確実に行うこと。

6 公共施設長寿命化の推進

町民が安心して安全に公共施設を利用出来るよう、長寿命化に向け計画的に施設点検及び設備更新を進めること。

7 農業の振興

平成 30 年以降の国の米政策を踏まえ、本町の気候風土にあった特色ある農畜産物の生産を振興し、加工食品の開発を含めた町産農畜産物の販売力強化を行い、町産農畜産物のブランド化及び農業所得の向上を目指すこと。

8 商工業の振興

町内への新規企業立地を促進することにより、雇用の拡大と地域経済の活性化を図ること。

9 地域公共交通網の形成

高齢者ドライバー対策や町民の生活支援として、鉄道、路線バス、コミュニティバス、タクシー等による公共交通ネットワークを町民、行政、交通事業者の協働により、まちづくりと連携した構築を行うこと。

10 防災対策の強化

近年の自然災害を教訓に、災害が想定される段階での早期判断や対応強化に向け、町民への周知方法の確立、避難所開設時の電力供給や物資の確保、自主防災組織との連携など体制強化を図ること。

11 住居表示の見直し

住所の非連続性の解消と、従来の町名と新たな街並みとの調和を図るため、住居表示の見直しを図ること。

12 各種イベントの充実

花、緑、音楽、芸術、スポーツなどによる町民各世代が集い、町民誰もが充実感を味わえる企画とするため、協賛金募集や観光協会の活用等を含め、特色ある各種イベントを実施すること。

13 行政サービスの強化

町民ニーズに応えるため、コンビニエンスストアでの各種証明書発行や税金、料金の納付が可能となるサービスを開始すること。

14 財源の確保

ふるさと納税の更なる推進や官民連携による協賛事業、基金運用益の継続実施、使用料及び利用料等の増収策を積極的に検討し、財源の創出に努めること。

15 職員研修の充実強化

主体的な職務の遂行と高い能力を持ち合わせた職員、町民目線に立った課題解決が出来る地方創生時代にふさわしい職員の育成を目指し、組織的な職員研修の充実と強化を図ること。

◆留意事項

- 1 第7次矢巾町総合計画、矢巾町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付ける施策は、目標達成のため計画的に実施すること。
- 2 事務事業評価等により取組成果を評価検証し、根拠に基づき必要な事業量を見込むこととし、複数ある場合は事業の優先順位を明確化すること。
- 3 政策課題については、類似、重複事業を無くし、関係部局が積極的に意見交換等を重ね、組織間連携による効果的な施策展開に努めること。
- 4 既存事業を継続実施するだけでなく、実際に現場に出向き、町民の声に耳を傾け、その課題解決に向けて必要な場合には的確に予算に反映できるようスピード感のある住民サービスの提供を心掛けること。
- 5 年々増加している扶助費等の社会保障費については、国、県の予算編成や地方財政対策の動向等に注視し、予算編成に的確に反映させること。
- 6 効果が薄い又は目的が達成された団体、連盟等への会費、補助金、負担金、謝礼等は慣例、前例に捉われず見直しを図ること。

7 特別会計、企業会計、一部事務組合については、適正な受益者負担等の確保を図り、一般会計からの繰入は前年度以下に抑制し、経営の健全化に努めること。特に、国民健康保険事業特別会計は、財政運営の主体が変更となり、予算構成や財政見通しが大きく変動することから、国及び県の動向に注視し、制度改正を踏まえ予算要求すること。